

砥部町成年後見制度利用支援事業実施要綱

令和4年3月29日

砥部町告示第74号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 町長申立て（第3条～第9条）
- 第3章 申立費用の助成（第10条～第17条）
- 第4章 後見人等に対する報酬の助成（第18条～第25条）
- 第5章 雑則（第26条～第27条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度について、判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「高齢者等」という。）の生活の自立の援助と福祉の増進のため、成年後見制度の町長申立て及び成年後見制度の利用に必要な費用を負担することが困難である者に対する助成を行う成年後見制度利用支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後見開始等審判とは、次に掲げる審判をいう。
 - ア 民法第7条に規定する後見開始の審判
 - イ 民法第11条に規定する保佐開始の審判
 - ウ 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
 - エ 民法第15条第1項の規定する補助開始の審判
 - オ 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
 - カ 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
 - キ 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判
- (2) 町長申立てとは、次に掲げる規定に基づき、町長が行う後見開始等審判の申立てをいう。
 - ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2
- (3) 親族等とは、配偶者及び2親等以内の親族をいう。
- (4) 後見人等とは、成年後見人、保佐人又は補助人をいう。
- (5) 被後見人等とは、後見人等が選任された高齢者等であつて、第3条第1項第1号の要件を

満たすものをいう。

第2章 町長申立て

(町長申立ての対象者)

第3条 町長申立ての対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する親族等による後見等開始等の審判申立てが見込まれない高齢者等とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 本町に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により町内に住所を有する者

イ 本町が介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により保険者となっている者

ウ 本町が法令の規定により援護を行っている者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 親族等がない者

イ 親族等から後見開始等審判の申立てを拒否されている者

ウ 親族等による虐待又は財産の侵害等の事実がある者

エ 親族等の所在が不明である者

オ 後見開始等審判の申立てに急を要すると町長が認める者

(町長申立ての要請)

第4条 次に掲げる者は、対象者が民法の規定に基づく後見人等を必要とする状態にあると判断したときは、砥部町成年後見制度利用支援事業町長申立て要請書（様式第1号）により町長申立てを要請することができる。

(1) 民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員

(2) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員

(3) 介護保険法第8条に規定する介護保険施設の職員

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく事業に従事する職員

(5) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所の職員

(6) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条に規定する保健所の職員

(7) 前各号に掲げる者のほか、対象者の日常生活のために有益な援助をしている者（親族以外の者に限る。）

(町長申立ての判定基準)

第5条 町長は、前条の規定による要請があった場合は、次の各号に掲げる事項の調査を行い、総合的に考慮し町長申立てを行うことの適否及び申立ての種類を決定し、要請者に対し砥部町成年後見制度利用支援事業町長申立て要請結果通知書（様式第2号）により通知する。

(1) 対象者の事理を弁識する能力

(2) 対象者の生活状況及び健康状況

(3) 対象者の親族等の存否

(4) 対象者の親族等の後見開始等審判の申立てを行う意思の有無（第3条第2号ウに該当する場合を除く。）

(5) 対象者の福祉の増進を図るために必要な事情
(町長申立ての手続き)

第6条 町長申立てに係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等は、対象者に係る審判を直轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(町長申立てに係る費用負担)

第7条 町長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、後見開始等の審判申立てに要する費用（以下「申立費用」という。）を負担するものとする。

(申立費用の求償)

第8条 町長は、前条の規定により負担した申立費用について、被後見人等への求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定による手続費用の負担命令に関する申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

2 町長は、家庭裁判所が被後見人等による申立費用の負担を決定したときは、後見人等を通じて被後見人等に当該申立費用を求償するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(2) 次に掲げる要件の全てに該当する者

ア 被後見人等及び被後見人等と生計を一にする世帯員全員が市町村民税非課税であること

イ 被後見人等が有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額（以下「預貯金等の額」という。）が、審判申立費用に30万円を加えた額を下回ること

ウ 被後見人等が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

(3) その他申立費用を負担することが困難であると町長が認める者

(親族等への調査)

第9条 第5条第4号の調査は、砥部町成年後見制度利用支援事業後見開始等審判の申立てに係る回答書（様式第3号）により行うものとする。この場合において、町長は、対象者の状況等の情報を必要な範囲内で当該親族等に提供することができるものとする。

2 前項の情報提供を行うときは、砥部町個人情報保護条例（平成17年条例第165号）に基づき、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

第3章 申立費用の助成

(申立費用の助成の対象者)

第10条 申立費用の助成（以下、この章において「補助金」という。）の対象となる者は、被後見人等及び配偶者又は4親等内の親族のうち、被後見人等の後見開始等審判の申立てを行った者（以下「申立人」という。）であって、次の各号に掲げる場合において、第12条による交付申請を行った日に、それぞれ当該各号に定める要件に該当する者とする。

(1) 申立人が被後見人等の場合

第3条第1号ア、イ、ウのいずれかに該当する者であって、第8条第2項各号のいずれかに該当するもの

(2) 申立人が親族の場合

申立人が次のアからウのいずれかに該当する者であって、かつ、被後見人等が前号の要件に該当するもの

ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

イ 次に掲げる要件の全てに該当する者

(ア) 申立人及び申立人と生計を一にする世帯全員が市町村民税非課税であること

(イ) 申立人が有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額（以下「預貯金等の額」という。）が、審判申立費用に30万円を加えた額を下回ること

(ウ) 申立人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

ウ その他申立費用を負担することが困難であると町長が認める者

（補助金の額）

第11条 補助金の額は、次に掲げる費用の全額とする。

(1) 収入印紙代

(2) 郵便切手代（家庭裁判所予納分に限る。）

(3) 診断書料

(4) 鑑定料

(5) 戸籍謄本など申立ての添付書類の交付手数料及び証明手数料

（補助金の交付申請等）

第12条 補助金の交付を申請しようとする者は、後見開始等審判の確定の日までに、砥部町成年後見制度利用支援事業申立費用補助金交付申請書（様式第4号）に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請があったときは、補助金交付の可否を決定し、砥部町成年後見制度利用支援事業申立費用補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により同条の規定により申請した者に通知する。

（補助金の変更承認申請）

第13条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下、この章において「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業について、事業の内容を変更（町長が認める軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ砥部町成年後見制度利用支援事業申立費用補助金変更承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を審査の上、適当と認めるときは、砥部町成年後見制度利用支援事業申立費用補助金内容変更承認通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、砥部町成年後見制度利用支援事業申立費用補助金請求書（様式第8号）により町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（報告義務）

第 15 条 補助事業者は、家庭裁判所から成年後見等の審判があったときは、速やかに砥部町成年後見制度利用支援事業成年後見等審判報告書・精算報告書（様式第 9 号）に関係書類を添えて町長に実績報告及び精算報告をしなければならない。

2 補助事業者は、被後見人等（配偶者又は 4 親等内の親族が申立てを行った場合は、当該親族を含む。）が次の各号のいずれかに該当したときは、砥部町成年後見制度利用支援事業申立費用補助金変更届（様式第 10 号）により、速やかに町長に報告しなければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) 世帯の状況に変更があったとき。

(3) 第 10 条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。

（交付の中止等）

第 16 条 町長は、補助金交付を決定した場合において、被後見人等（配偶者又は四親等内の親族が申立てを行った場合は、当該親族を含む。）の資産状況等の変化により、第 10 条各号に規定する要件を満たさなくなったとき、その他事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付を中止し、又は補助金額を変更することができる。

（補助金の返還）

第 17 条 町長は、偽りその他不正な手段等により補助金の交付を受けた者に対し、交付することとした決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

第 4 章 後見人等に対する報酬の助成

（報酬の助成の対象者）

第 18 条 後見人等（親族以外の第三者に限る。以下、この章において同じ。）に対する報酬の助成（以下、この章において「補助金」という。）の対象となる者は、第 20 条の規定による交付申請を行った日において、第 3 条第 1 号ア、イ又はウのいずれかに該当し、かつ次の各号のいずれかに該当する被後見人等（以下、この章において「対象者」という。）とする。

(1) 生活保護受給者

(2) 次に掲げる要件の全てに該当する者

ア 被後見人等及び被後見人と生計を一にする世帯全員が市町村民税非課税であること

イ 被後見人等が有する預貯金等の額から家庭裁判所が決定した報酬額（以下「報酬額」という。）に 30 万円を加えた額を下回ること

ウ 被後見人等が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

(3) その他報酬額を負担することが困難であると町長が認める者

（補助金対象期間及び額）

第 19 条 補助金の対象期間（以下「補助対象期間」という。）は、家庭裁判所が決定した報酬付与の対象期間のうち、直近の 24 箇月以内とする。

2 補助金の額は、月を単位として算出するものとし報酬額の範囲とする。ただし、次の各号に

掲げる額を上限とする。

(1) 居宅の場合 月額 28,000 円

(2) 施設入所等の場合 月額 18,000 円

3 前項第 2 号に規定する施設は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 生活保護法に規定する保護施設

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する保護施設

(3) 老人福祉法に規定する福祉施設

(4) 介護保険法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び旧介護保険法に規定する介護療養型医療施設

(5) 医療法に規定する病院及び診療所

4 第 2 項に規定する補助金の額の上限の算定に当たり、補助対象期間の始期又は終期が月の中途である場合は、当該月は日割り計算（1 円未満の端数は切り捨てる。）により算出するものとし、補助対象期間に、居宅と施設入所等の期間が混在するときは、居宅の基準月額を適用するものとする。

5 対象者が次条による交付申請の前に死亡した場合の補助金の額は、家庭裁判所が決定した報酬額から対象者の遺留財産（残余の遺留金をいう。）を差し引いてもなお不足する金額とする。ただし、前各項により算出した額を上限とする。

（補助金の交付申請等）

第 20 条 補助金の交付を受けようとする対象者は、砥部町成年後見制度利用支援事業報酬費用補助金交付申請書（様式第 11 号）を報酬付与の審判日から 60 日以内に町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請前に対象者が死亡した場合は、当該対象者の後見人等が前項の規定による交付申請ができるものとする。

3 第 1 項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 報酬付与の審判書謄本の写し

(2) 報酬付与の申立て時に家庭裁判所に提出した財産目録の写し

(3) 第 18 条に規定する要件に該当することが確認できる書類

(4) その他確認を要する事項に関する書類

4 第 1 項の規定により申請があったときは、補助金交付の可否を決定し、砥部町成年後見制度利用支援事業報酬費用補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 12 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更承認申請）

第 21 条 前条第 4 項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下、この章において「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業について、事業の内容を変更（町長が認める軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ砥部町成年後見制度利用支援事業報酬費用補助金変更承認申請書（様式第 13 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を審査の上、適当と認めるときは、砥部町成年後見制度利用支援事業申立費用補助金変更承認通知書（様式第 14 号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第 22 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、砥部町成年後見制度利用支援事業報酬費用補助金請求書（様式第 15 号）により町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（報告義務）

第 23 条 補助事業者は、被後見人等が次の各号のいずれかに該当したときは、砥部町成年後見制度利用支援事業報酬費用補助金変更届（様式第 16 号）により、速やかに町長に報告しなければならない。

- (1) 被後見人等の住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 被後見人等が施設に入所し、又は施設から退所したとき。
- (3) 後見人等に辞任、解任等の異動があったとき。
- (4) 後見人等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (5) 後見人等に対する報酬の額について審判があったとき。
- (6) 被後見人等が第 18 条に規定する要件を満たさなくなったとき。

（交付の中止等）

第 24 条 町長は、補助金交付を決定した場合において、前条の報告があったとき、その他事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付を中止し、又は補助金額を変更することができる。

（補助金の返還）

第 25 条 町長は、偽りその他不正な手段等により補助金の交付を受けた者に対し、交付することとした決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

第 5 章 雑則

（実施体制）

第 26 条 支援事業の実施に当たっては、認知症等の高齢者については地域包括支援センター係が、知的障がい者及び精神障がい者については障がい福祉係が、それぞれ必要な事務を行うものとする。

（その他）

第 27 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行日前に、申立費用及び後見人等に対する報酬の助成の申請があったものについては、改正前の告示を適用する。

年 月 日

砥部町長 様

【要請者】

所属（または住所）

氏名

電話

砥部町成年後見制度利用支援事業町長申立て要請書

次の者は、判断能力が十分でなく、親族がいない（不明）又は親族による適切な支援が期待できない状態であり、成年後見制度の利用が必要と判断されますので、砥部町成年後見制度利用支援事業実施要綱第 4 条の規定により、に基づき町長による申立てを要請します。

ふりがな 対象者氏名		生年月日	
対象者住所			

※添付書類：町長申立て要請者からの情報提供書（別紙 1）

氏 名		性別		生年月日	
住 所					
診 断 名					
病 歴	【発症時期】 _____ 年 _____ 月頃 【病名】 _____ 【通院・入院・施設入所等に至る経過】 【現在の病院・施設への入院・入所時期】 _____ 年 _____ 月から入院・入所 【主治医】 _____ 医師（ _____ 科） 【現在の状況】 病 状） 判断能力） 生活能力）				
本人の能力 <凡例> ○:あてはまる ×:あてはまらない △:その時々で違う	【日常動作について】 （ ） 介助なしで移動ができる （ ） 呼びかけたら視線を向ける （ ） 介助なしで食事ができる （ ） 意味のある言葉を発する （ ） 介助なしで排泄ができる （ ） 自分の意思表示ができる 【見当識等について】 （ ） 名前がわかる （ ） 生年月日がわかる （ ） 今日の日付がわかる （ ） 家族と他人とを識別できる （ ） 昔のことを覚えている （ ） 直近の食事内容を覚えている （ ） 簡単な質問に答えたり、質問することができる 【日常生活について】 （ ） 一人で買い物（お釣りの計算）ができる （ ） 不必要な訪問販売を断れる （ ） 生活費や小遣いのやりくりができる （ ） 自分の財産の内容を把握している （ ） 役所や銀行等で各種手続きを行える 【その他特記事項】				

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町成年後見制度利用支援事業町長申立て要請結果通知書

年 月 日付けで要請のあった後見開始等審判申立てについて、砥部町成年後見制度利用支援事業実施要綱第5条の規定により調査し、総合的に判断した結果、下記のとおりとなりましたので、同条の規定により通知します。

記

1 審判申立て対象者

- (1) 住 所
- (2) 氏 名
- (3) 生年月日

2 町長申立ての適否

適当 ・ 不適当

3 理由等（不適当の場合のみ記載）

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、砥部町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、町を被告として、（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起しなければなりません（なお、決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

砥部町長 様

住所

氏名 ㊟

※未成年者の場合は、法定代理人親権者が記入してください。

法定代理人親権者氏名 ㊟

生年月日 年 月 日

対象者との続柄

電話 — —

※自署した場合は押印不要です。

砥部町成年後見制度利用支援事業後見開始等等審判の申立てに係る回答書

私の親族である (対象者) の成年後見制度における後見開始等審判の申立てについて、
下記のとおり回答します。

記

1. 町長申立ての実施について

※該当するどちらかに○を記入願います。

記入欄		1 私は、後見開始等審判の申立てを行う意思がありますので、砥部町長が申立てを行う必要はありません。
		2 私は、後見開始等審判の申立てを行う意思がありませんので、砥部町長が申立てを行うことに同意します。（こちらを選んだ場合、2 番の設問にもご回答ください。）

2. 後見人（保佐人、補助人）の候補者についてご意見がありますか。

※該当するどちらかに○を記入願います。

記入欄		1 特段の意見はありません。
		2 次のとおり意見があります。 意見（ ）

その他、町長申立て等に関して、ご意見がありましたら記入願います。

年 月 日

砥部町長 様

砥部町成年後見制度利用支援事業申立費用補助金交付申請書

砥部町成年後見制度利用支援事業実施要綱第 12 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、町長が補助金交付の可否を決定するに当たり、公簿等により本人（被後見人等）及びその世帯員並びに申請者（申立人）の所得状況等について確認することに同意します。

申請者 (申立人)	住 所							
	氏 名			本人と の関係	本人・配偶者・親・子 その他（ ）			
	生年月日							
	電話番号							
本人 (被後見人等)	住 所							
	氏 名			後見等 の種類	後見・保佐・補助			
	生年月日							
申請理由 ※該当する番号 に○を付ける	申 請 者 (申立人) ※申立人が親族の 場合に記載	1 生活保護受給者 2 要綱第 8 条第 2 項第 2 号に該当する者 3 要綱第 8 条第 2 項第 3 号に該当する者 (理由：)						
	本 人 (被後見人等) ※申立人が本人、親 族いずれの場合も 記載	1 生活保護受給者 2 要綱第 10 条第 2 号イに該当する者 3 要綱第 10 条第 2 号ウ該当する者 (理由：)						
交付申請額	円	内 訳	収入印紙	円	郵便切手	円	診断書	円
			鑑定料	円	戸籍謄本等交付・証明手数料	円		
補助金振込先	金融機関名			支店名				
	口座種別			口座番号				
	(フリガナ) 名 義 人							

※自署した場合は押印不要です。

※添付書類については、裏面のチェックリストにより確認してください。

※本人（被後見人等）に同一世帯員がいる場合は、裏面の所定欄に世帯員の氏名を記載してください。

(裏面)

【添付書類等】

1 共通書類 ※全員提出が必要な書類

- ☐ 後見開始等審判の審判書謄本の写し
- ☐ 審判が確定したことの分かる書類
(登記事項証明書の写し、家庭裁判所が発行する審判確定証明書の写し等)
- ☐ 申立費用が分かる請求書又は領収書
- ☐ 後見人等が家庭裁判所に初回報告で提出した財産目録の写し
- ☐ 申請者と本人の続柄が分かる書類の写し

2 本人(被後見人等)に関する書類 ※全員提出が必要

- (1) 知的障がい者、精神障がい者の場合
 - ☐ 知的障がい者、精神障がい者であることを示す書類
- (2) 生活保護受給者の場合
 - ☐ 生活保護受給者であることが分かる書類
- (3) 要綱第8条第2項第2号に該当する者の場合
 - ☐ 世帯全員の住民票
 - ☐ 世帯全員の最新年度の住民税課税証明書
 - ☐ 資産等申告書(別紙1)及び添付書類
- (4) 要綱第8条第2項第3号に該当する者の場合
 - ☐ 上記(3)の書類
 - ☐ 費用負担が困難であることの分かるもの(事前に町へご相談ください。)
- (5) 上記(3)～(4)に共通
 - ☐ 世帯全員の預貯金通帳の写し

3 申立を行った親族に関する書類 ※該当する場合のみ提出が必要

- (1) 生活保護受給者の場合
 - ☐ 生活保護受給者であることが分かる書類
- (2) 要綱第10条第2号イに該当する場合
 - ☐ 世帯全員の住民票
 - ☐ 世帯全員の最新年度の住民税課税証明書
 - ☐ 資産等申告書(別紙1)及び添付書類
- (3) 要綱第10条第2号ウに該当する者の場合
 - ☐ (2)の書類
 - ☐ 費用負担が困難であることの分かるもの(事前に町へご相談ください。)
- (4) 上記(2)～(3)に共通
 - ☐ 預貯金通帳の写し
 - ☐ 被後見人との関係が分かる戸籍謄本

資産等申告書（申立費用補助金）

年 月 日

砥部町長 様

申請者氏名

申立人、被後見人等及び申立人・被後見人等と生計を一にする親族の資産等について、下記のとおり申告します。

記

1 申立人、被後見人等及び申立人・被後見人等と生計を一にする親族

氏名	被後見人等との続柄	市町村民税課税状況
	本人（被後見人等）	非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税

2 申立人及び被後見人等の資産等の状況

種 別	金額（円）		資料 番号
	申立人 ※申立人が親族の場合に記載	被後見人等	
現 金			
預貯金			
有価証券（株、債券等）※額面			
その他			
合計			
居住用以外の土地・家屋・ 貴金属等の所有の有無	無 ・ 有 ()	無 ・ 有 ()	

※世帯員全員の現金・預貯金・有価証券等の額をすべて記入してください。

※最新の状態にした預金通帳の写し（表紙、表紙の裏、残高記載部分）、有価証券等の所有が確認できる書類などを添付し、資料番号「1」、「2」・・・と右上に記入してください。

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町成年後見制度利用支援事業申立費用補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砥部町成年後見制度利用支援事業申立費用補助金について、砥部町成年後見制度利用支援事業実施要綱第 12 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付

補助金交付決定額 金 円

2 不交付

不交付の理由

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、砥部町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、町を被告として、（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起しなければなりません（なお、決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

砥部町長 様

申請者
住所
氏名

砥部町成年後見制度利用支援事業申立費用補助金変更承認申請書

年 月 日付け砥部町指令 第 号により交付金交付決定の通知があった砥部町成年後見制度利用支援事業申立費用補助金について、下記のとおり変更等を行いたいので、砥部町成年後見制度利用支援事業実施要綱第 13 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更、廃止の内容

2 変更、廃止の理由

3 変更後の補助金交付申請額 金 _____ 円

（添付書類）

- ・ 補助金交付申請額が変更となる場合は、その根拠となる資料を添付すること。

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長 印

砥部町成年後見制度利用支援事業申立費用補助金内容変更承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった砥部町成年後見制度利用支援事業申立費用補助金について、下記のとおり承認することとしたので、砥部町成年後見制度利用支援事業実施要綱第 13 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 変更、廃止の内容

2 補助金変更交付額	金	円
(1) 変更前の補助金交付決定額	金	円
(2) 変更後の補助金交付決定額	金	円

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、砥部町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、町を被告として、（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起しなければなりません（なお、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第 8 号（第 14 条関係）

年 月 日

砥部町長 様

請求者

住所

氏名

㊞

砥部町成年後見制度利用支援事業申立費用補助金請求書

年 月 日付け砥部町指令 第 号で交付決定のあった砥部町成年後見制度利用支援事業申立費用補助金について、砥部町成年後見制度利用支援事業実施要綱 14 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 被後見人等

(1) 住 所

(2) 氏 名

2 補助金額

金 _____ 円

年 月 日

砥部町長 様

住所
氏名

砥部町成年後見制度利用支援事業後見等審判報告書・精算報告書

年 月 日付け砥部町指令 第 号で申立補助金の交付決定の対象であった後見等開始の審判について、次のとおり審判があったので砥部町成年後見制度利用支援事業実施要綱第 15 条の規定により報告します。また審判の申立てに要した費用について同条の規定により併せて精算報告します。

1 被成年後見人等	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
2 成年後見人等	住 所	
	氏 名	
3 審判の日	年 月 日	
4 審判の申立てに要した費用の明細	決 定 額	円
	受 領 額	円
	(1) 収入印紙代	円
	(2) 郵便切手代	円
	(3) 診断書文書料	円
	(4) 鑑定費用	円
	(5) 戸籍謄本等交付・証明手数料	円
	(6) 合 計	円
	(7) 決定額との差額	円

様式第 10 号（第 15 条関係）

年 月 日

砥部町長 様

届出人
住所
氏名

砥部町成年後見制度利用支援事業申立費用補助金変更届

砥部町成年後見制度利用支援事業実施要綱第 15 条の規定により、下記のとおり変更が生じたので届け出ます。

記

対 象 者 氏 名		
変 更 事 項	被後見人等	☐ 住所又は氏名の変更があったとき。 ☐ 世帯状況に変更があったとき。 ☐ 第 10 条第 1 号に規定する要件を満たさなくなったとき。
	親 族	☐ 住所又は氏名の変更があったとき。 ☐ 世帯状況に変更があったとき。 ☐ 第 10 条第 2 号に規定する要件を満たさなくなったとき。
変更内容の詳細		
変 更 日		

年 月 日

砥部町長 様

砥部町成年後見制度利用支援事業報酬費用補助金交付申請書

砥部町成年後見制度利用支援事業実施要綱第 20 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、町長が補助金交付の可否を決定するに当たり、公簿等により本人（被後見人等）及びその世帯員の所得状況等について確認することに同意します。

申請者 (被後見人等、ただし第 20 条第 2 項に該当する場合は後見人等)	住 所			
	氏 名	㊞	後見等の の類型	※後見人等の場合は記載不要 後見・保佐・補助
	生年月日			
	電話番号			
本人 (第 20 条第 2 項に該当する場合のみ記載)	住 所			
	氏 名		後見等の の類型	後見・保佐・補助
	生年月日		死亡年月日	
申請者の 後見人等	住 所			
	氏 名		申請者 との関係	成年後見人・保佐人・補助人
	電話番号		職業	
交付申請額	1 生活保護受給者 2 要綱第 18 条第 2 号に該当する者 3 要綱第 18 条第 3 号に該当する者 (理由)			
報酬付与審判日	年 月 日	報酬付与対象期間	年 月 日～ 年 月 日	
補助金申請額				
補助金振込先	金融機関名		支店名	
	口座種別		口座番号	
	(フリガナ) 名 義 人			

※自署した場合は押印不要です。

※添付書類については、裏面のチェックリストにより確認してください。

※被後見人等に同一世帯員がいる場合は、裏面の所定欄に世帯員の氏名を記載してください。

※上記の報酬付与対象期間内における施設入所等の状況（要綱第 19 条第 3 項に掲げる施設に限る。）について、裏面の所定欄に記載してください。

(裏面)

【添付書類等】

1 共通書類 ※全員提出が必要な書類

- ☐ 報酬付与の審判書謄本の写し
 - ☐ 報酬付与対象期間に被後見人等就任時を含む場合、後見開始等審判が確定したことが分かる書類（登記事項証明書の写し、家庭裁判所が発行する審判確定証明書の写し等）
- ☐ 後見人等が報酬付与の申立時に家庭裁判所に提出した財産目録の写し
- ☐ 世帯全員の預貯金通帳の写し

2 申請者（被後見人等）に関する

(1) 第 20 条第 2 項による申請の場合

- ☐ 死亡が確認できる書類（死亡診断書の写し、住民票除票等）

(2) 知的障がい者、精神障がい者の場合

- ☐ 知的障がい者、精神障がい者であることを示す書類

(3) 生活保護受給者の場合

- ☐ 生活保護受給者であることが分かる書類

(4) 要綱第 18 条第 2 号に該当する場合

- ☐ 世帯全員の住民票
- ☐ 世帯全員の最新年度の住民税課税証明書
- ☐ 資産等申告書（別紙 1）及び添付書類

(5) 要綱第 18 条第 3 号に該当する者の場合

- ☐ (4)の書類
- ☐ 費用負担が困難であることの分かるもの（事前に町へご相談ください。）

※報酬付与対象期間内における施設入所等の状況（要綱第 19 条第 3 項に掲げる施設）

入所・入院の期間	施設等の名称
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	

※その他、確認を要する事項について、書類の提出を求める場合があります。

様

申請者氏名

記

氏名	被後見人等との続柄	市町村民税課税状況
	本人（被後見人等）	非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税

種 別	金 額（円）	資料 番号
現 金		
預貯金		
有価証券（株、債券等）※額面		
その他		
合計		
居住用以外の土地・家屋・ 貴金属等の所有の有無	無 ・ 有（ ）	

※最新の状態にした預金通帳の写し（表紙、表紙の裏、残高記載部分）、有価証券等の所有が確認できる書類などを添付し、資料番号「1」、「2」・・・と右上に記入してください。

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町成年後見制度利用支援事業報酬費用補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砥部町成年後見制度利用支援事業報酬費用補助金について、砥部町成年後見制度利用支援事業実施要綱第 20 条第 4 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付

補助金交付決定額 金 円

2 不交付

不交付の理由

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、砥部町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、町を被告として、（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起しなければなりません（なお、決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

砥部町長 様

申請者
住所
氏名

砥部町成年後見制度利用支援事業報酬費用補助金変更承認申請書

年 月 日付け砥部町指令 第 号により交付金交付決定の通知があった砥部町成年後見制度利用支援事業報酬費用補助金について、下記のとおり変更等を行いたいので、砥部町成年後見制度利用支援事業実施要綱第 21 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更、廃止の内容
- 2 変更、廃止の理由
- 3 変更後の補助金交付申請額 金 _____ 円

（添付書類）

- ・ 補助金交付申請額が変更となる場合は、その根拠となる資料を添付すること。

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長 印

砥部町成年後見制度利用支援事業報酬費用補助金変更承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった砥部町成年後見制度利用支援事業報酬費用補助金について、下記のとおり承認することとしたので、砥部町成年後見制度利用支援事業実施要綱第 21 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 変更、廃止の内容

2 補助金変更交付額	金	円
(1) 変更前の補助金交付決定額	金	円
(2) 変更後の補助金交付決定額	金	円

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、砥部町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、町を被告として、（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起しなければなりません（なお、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第 15 号（第 22 条関係）

年 月 日

砥部町長 様

請求者

住所

氏名

㊞

砥部町成年後見制度利用支援事業報酬費用補助金請求書

年 月 日付け砥部町指令 第 号で交付決定のあった砥部町成年後見制度利用支援事業報酬費用補助金について、砥部町成年後見制度利用支援事業実施要綱第 22 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 後見人等

(1) 住 所

(2) 氏 名

2 補助金額

金 _____ 円

様式第 16 号（第 23 条関係）

年 月 日

砥部町長 様

届出人
住所
氏名

砥部町成年後見制度利用支援事業報酬費用補助金変更届

砥部町成年後見制度利用支援事業実施要綱第 23 条の規定により、下記のとおり変更が生じたので届け出ます。

記

対 象 者 氏 名		
変 更 事 項	被後見人等	☐ 住所又は氏名の変更があったとき。 ☐ 施設に入所又は施設から退所したとき。 ☐ 後見人等に対する報酬の額の審判があったとき。 ☐ 第 18 条に掲げる要件を満たさなくなったとき。
	後 見 人 等	☐ 住所又は氏名の変更があったとき。 ☐ 辞任、解任等の異動があったとき。
変更内容の詳細		
変 更 日		